

氏名(本籍)	う え た だ に つね ひ さ 上田谷 恒久 (千葉県)		
学位の種類	博 士 (法 学)		
学位記番号	博 甲 第 3573 号		
学位授与年月日	平成 17 年 1 月 31 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	取締役の対会社責任の制限		
主 査	筑波大学教授	弥 永 真 生	
副 査	筑波大学教授	博士 (法学)	庄 子 良 男
副 査	筑波大学教授		大 野 正 道
副 査	筑波大学助教授	博士 (法学)	元 永 和 彦
副 査	学習院大学教授		前 田 重 行

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、6章から成り、第1章では、問題の所在が概観されている。

第2章では、取締役を保護する制度を早くから発達させてきたアメリカについて、責任制限だけでなく、広く補償・保険制度、経営判断の原則などについても、制度の内容、妥当性、問題点を詳しく検討している。すなわち、主要な州法（デラウェア、カリフォルニア、ニューヨーク）および模範事業会社法を対象として、調査を行い、分析が加えられている。

第3章では、イギリスやドイツその他の国の責任制限制度ないし類似の制度について概観し、イギリスやドイツには事前の責任制限制度はないが、代表訴訟制度がないかほとんど機能せず責任追及が活発でない状況にあると指摘する。

第4章において、わが国における取締役の責任制度の現況と問題点および責任追及の状況を分析するとともに、平成13年改正後の責任減免制度の内容および問題点が整理されている。

第5章では、これらを受けて、責任制限制度の意義・妥当性、対象とする責任と除外事由、責任制限決定の方法、賠償金額のあり方が考察され（第1節から第4節）、あわせて取締役の責任追及に関連する制度についても検討を加えている（第5節）。すなわち、現行の事後的に責任制限を決定する制度は、使い難く、かつ将来的に必ずしも適用があるかどうか予見できない不安定な制度であるという批判を加え、定款にあらかじめ定めておき、具体的な事例をこれに当てはめる形で責任制限を行う、事前の制度が必須であると主張する。事前の制度においては、制限の可否、程度の判断を株主に行わせないことや、事案の定款規定への当てはめにおける不正の可能性を問題視する学説があるが、株主の主観によって適用にばらつきが生じ得ることは妥当でないと論じる。また、現行法の下では悪意・重過失の行為は責任制限の対象とならないが、本論文では重過失でも過失に属する限り、また、悪意でも会社にもたらすとの認識に欠ける行為は、責任制限制度の対象とすることを認めるという立場をとる。さらに、責任制限後の損害賠償額は、義務違反抑止効果および賠償資力の限界を合わせ考慮して、報酬等の1～2倍が適当であると論じている。

そして、第6章では、残された課題が指摘されている。

## 審査の結果の要旨

本論文がテーマとする取締役の対会社責任の制限は、政治的あるいは政策的には注目されているものであるが、わが国では、取締役の対会社責任については、若干の公表裁判例と相当の論文が存在するが、本論文のテーマを直接に対象とした公表裁判例はなく、先行業績も、平成13年改正法を解説するもの等を除いてはほとんど存在しないため、本論文には、民法の学説や取締役の責任一般に関する学説・判例を参照しつつ、著者が独自の理論構築を試みた部分も多い。したがって、本論文はまずテーマの選択という点において獨創性を有する。

また、本論文がアメリカを比較法の対象として選択している点、デラウェア州法、ニューヨーク州法およびカリフォルニア州法および模範事業会社法を考察の対象とした点は、本論文のテーマに適合している。すなわち、デラウェア州法、ニューヨーク州法およびカリフォルニア州法および模範事業会社法を考察の対象とすれば、模範事業会社法が9割近い州で採択されているため、アメリカのほとんどの法域をカバーすることができるし、アメリカ以外の国では、本論文の対象に関する議論や判例の集積はほとんどないといってもよいからである。そして、丹念に条文と裁判例を分析している点は、着実な研究手法ということができ、このテーマに関する比較法的研究として十分に信頼しうるものとなっている。

本論文は、取締役の対会社責任の制限について、現行法に比べると相当程度広げる提案を行っているが、比較法の成果に基づく論証や民法や商法の諸制度を踏まえた分析や理論的立論のみに依拠することなく、著者の長年にわたる、会社の経営者としての経験を含む社会人としての経験を背景とした実務的な配慮や検討が加えられ、説得力を有する論文として仕上がっている。

ただし、著者も認識しているように、本論文には若干の課題がある。まず、わが国において裁判の対象となる多くの紛争は中小企業にかかわるものあるいは大企業にかかわるものであっても原告が一般株主ではないものが多いにもかかわらず、大規模公開会社を念頭において分析が加えられ、中小閉鎖会社について検討が加えられていない。また、株主の判断能力と議決権行使を通じた会社の決定に対する影響力等が十分であることを前提とした主張がなされているようであり、現実との間に乖離が若干あるのではないかと、もしあるとすると、著者の主張の説得力が減殺されるのではないかという疑問もないわけではない。

もっとも、このような欠点があるとしても、本論文が的確な文献渉猟と鋭い分析に支えられた、獨創性と先見性を兼ね備えた論文であり、博士（法学）の学位論文に値するものとして、高く評価できることには異論はない。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。